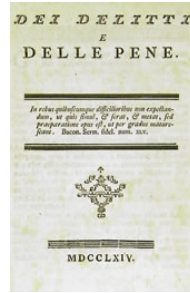


古典学派

チェーザレ・ベッカリーア (1738-1794)



ベッカリーアの所説

- 拷問の廃止
- 死刑の廃止
- 法定主義
- 犯罪と刑罰の比例
- 法の解釈の余地を許さず
- 裁判における陪審員の臨席

古典学派

自由主義思想のなかから生まれ、
以下の三つの根本原理に依拠

1. 犯罪の意思
2. 有責性
3. 応報性

1. 犯罪の意思

- 個人は、自由意思を持ち、選択において完全に自発的であり、道徳的に責任を有している
- 犯罪は、刑法の意識的かつ自発的な侵犯である

2. 有責性

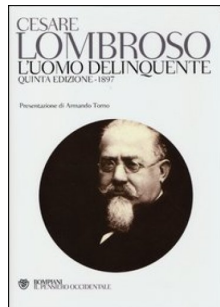
- 犯罪の意思があるため、主体は、
- 責めを負うことができる、あるいは自らの行為の倫理的かつ社会的な価値を理解し欲する能力を持っているはずである
- いかなる条件の影響からも免れて、自らの振舞いを自由に決めることができるはずである

3. 応報性

- 為した悪について、個人ごとに、罪に比例した、断固とした特例なしで即座の、犯罪抑止の役割を果たすような苦痛を与える刑をもって、代償を払うこと
- 関係する情状や社会環境的動機は考慮に入らず、定められた通り、自由裁量なしに適用すること

実証学派

チェーザレ・ロンブローゾ (1835-1909)



実証学派

- 生物学的決定論に依拠し、焦点を犯罪行為からその行為者へと移した
- 自由意思の原理に異を唱え、自由に行為する能力を損なうほどの精神的・肉体的異常の影響を強調

実証学派

- 犯罪は、病的異常とその結果としての精神的異常の現れとなる
- 個人は、自身の行為について責任はなく、その者を罰することに意味はない
- 社会はそのような者を、共同体にとって有害ではなく、危険ではないような状況に置いておかなければならない

実証学派

個人の自由を保障する権利よりも社会を守る権利の方が優越する